

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（昭和十九年内閣府令第五十二号）第四百一条の二第一項第五号イからハまでの規定に基づき、保有することができる有価証券、預金又は貯金をすることができる金融機関及びその他運用の方法を次のように指定し、平成 年 月 日から適用する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷 勝範

一 保有することができる有価証券

イ 地方債

ロ 公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府又は地方公共団体がその元利金の支払を保証しているもの

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債及び株式会社商工組合中央金庫法（平

成十九年法律第七十四号) 第三十三条に規定する商工債 (同法附則第三十七条の規定により同法第三十

三条の規定により発行された商工債とみなされるものを含む。)

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律 (昭和四十三年法律第八十六号) 第八条第一項 (同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。) の規定による特定社債 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成十七年法律第八十七号) 第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項 (同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。) の規定による債券を含む。)

ホ 貸付信託法 (昭和二十七年法律第九十五号) に基づく受益証券であつて元本補てんの契約のあるもの

ヘ 担保付社債 (償還及び利払いに遅延のないものに限る。)

ト 金融商品取引業等に関する内閣府令第六十五条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券 (顧客分別管理必要額 (金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十一条の二第一項第六号に規定する額をいう。) の三分の一に相当する範囲内に限る。)

二 預金又は貯金をすることができる金融機関

イ 銀行

ロ 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

ハ 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

- 二 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 その他の方法
 - イ コールローン
 - ロ 受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸し
 - ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託